

令和6年度 福成会 権利擁護実績報告

日時：令和7年5月23日（金）10:00～11:00
場所：尼崎市社会福祉協議会 社協ほっと館
報告先：苦情解決第三者委員（上杉 泰章委員、浮田 敏博委員）
報告者：理事長 宮下 哲
苦情受付担当（小倉 和仁、山口 雅広）

報告対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

報告事案：第三者委員への苦情受付件数について

報告対象期間中に第三者委員への報告事案はありませんでした。

苦情解決について

○サービス向上カード集計

	苦情	相談	要望	その他	計
利用者	14件	5件	4件	0件	23件
家族	28件	7件	17件	10件	62件
代理人	1件	0件	0件	0件	1件
職員	2件	0件	1件	0件	3件
その他	4件	3件	2件	3件	12件
計	49件	15件	24件	13件	101件

・上記の苦情、要望等については、各事業所に対応し解決済みです。

成年後見制度について

○制度利用人数

後見人	保佐人	補助人	計
37名	5名	1名	43名

※法人利用契約者数(日中事業所のみ) 350名

虐待防止の取り組みについて

○虐待防止委員会（虐待防止マネージャー等が集まる委員会）開催回数：4回

内容：職員用の虐待防止チェックリストが運用から1年が経過するため、文言の見直しを実施するが変更点はなかった。虐待防止マニュアルやフローチャートについて見直しを行い、文言の更新を行った。第三者の介入について介入の内容や人選など他法人の調査を行った。福成会としてどのように介入してもらうのか、また目的の明確化についてほぼまとまっている。虐待防止のチェックリストをもとに、事案に対してどのようにアプローチをしているのか、などの情報共有を行った。

○身体拘束適正化委員会（虐待防止マネージャー等が集まる委員会）開催回数：2回

内容：全事業所の身体拘束の実施状況について情報共有する機会を設け互いに気づきにつながることができた。法人統一の同意書（実施書への反映分も含む）や記録を検討した結果、令和7年4月より運用を開始させた。改めて各自の支援を振り返り、その支援が身体拘束ではないかと気づけるような啓発と身体拘束を行わずに利用していただけるように検討をすることの必要性の周知を行った。

以 上